

医療費の助成制度のお知らせ

次の医療費助成制度に該当する方は、市役所または各支所で受給者証の交付申請をしてください。医療費の一部を助成します。

(すでに、受給者証をお持ちの方は除きます)

問い合わせ 国保・年金グループ (☎ 1771)

助成制度の種類	助成が受けられる要件	負担内容	手続きに必要なもの
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住民登録のある方 ②1級・2級と3級の内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のみ)の身体障害者手帳をお持ちの方 ③知的障害がありA判定の療養手帳をお持ちかIQがおおむね50以下と判定(診断)された方 ④主たる生計維持者の方の所得が制限以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ・住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している健康保険証 ・障害の程度が確認できる手帳または判定(診断)書 ・主たる生計維持者の方の課税所得証明書(公簿で確認できる場合には不要) ・老人保健法の受給者は、受給者証 ・印鑑
ひとり親家庭等医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住民登録のある方 ②母・父親…母子家庭または父子家庭などの親で、満20歳未満の児童を扶養または監護されている方 ③児童…②に該当する親に扶養または監護されている満20歳未満の児童 ・両親の死亡や行方不明などにより、ほかの家庭で扶養されている満20歳未満の児童 ④主たる生計維持者の方の所得が制限以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ・住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円) <p>※親は入院のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している健康保険証 ・主たる生計維持者の方の課税所得証明書(公簿で確認できる場合には不要) ・印鑑
乳幼児医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住民登録のある就学前の6歳以下の乳幼児 ②主たる生計維持者の方の所得が制限以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ・3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している健康保険証 ・主たる生計維持者の方の課税所得証明書(公簿で確認できる場合には不要) ・印鑑
老人医療給付特別対策制度(道老) (平成20年3月31日制度廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住民登録のある昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方 ②同一世帯に子どもがいない方、または、6カ月以上子どもと別居されている方 (ただし、子どもの特例に該当する場合を除く) ③一人暮らしの世帯 ④老人夫婦世帯(一方の配偶者が60歳以上であること) ⑤一人暮らし老人と児童の世帯、老人夫婦と児童の世帯(児童は18歳未満) ⑥上記世帯要件のほか所得が制限以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している健康保険証 ・戸籍謄本(子どもが確認できるもの) ・課税所得証明書(本人、配偶者、子どもたち全員のもの) ・印鑑